



第4章

1 数値目標

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされました。最終的にはそうした社会の実現を目指しますが、当面の目標として、令和8年までに県内の自殺死亡率を平成27年と比べて30%減少させます。

〈数値目標の根拠〉

	自殺者数	自殺死亡率 ^{*1}
H27	232人	16.9
R3	185人	14.4
R8(目標)	149人^{*3}	11.8^{*2}



※1:自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数

※2:国の自殺総合対策大綱の数値目標である、「令和8年までの10年間に平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させる」に準じ、計画期間(5年間)中に平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させる。以上の事から、平成27年の長崎県の自殺死亡率は16.9であり、令和8年までに30%以上減少させると11.8となる。

※3:長崎県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和7年には1,258千人になると見込まれており、目標を達成するには自殺者数は149人以下となる必要がある。

1 長崎県自殺対策推進センターの設置

市町自殺対策計画の策定・進捗管理・検証及び市町における自殺対策に関する取組を支援します。また、市町の自殺対策推進に対する効果的な施策や手法に関する情報収集・提供を行います。

2 各関係機関・団体等による施策の実施

計画に基づき、各関係機関・団体等が、それぞれに役割を担い、計画に掲げる施策を主体的かつ積極的に実施し、また、効率的・効果的な実施のため互いに連携協力して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を推進します。

3 自殺総合対策連絡協議会等の役割

計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、「長崎県自殺総合対策連絡協議会」を中心として、関係機関、団体等の相互の緊密な連携・協力を図るとともに、必要に応じて施策相互間の調整を図ります。

4 市町における連携・協力の確保

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係していることから、自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

このため、各市町が自殺対策のネットワークを構築し、地域の状況に応じた自殺対策を推進していけるよう支援します。

5 計画の実施状況の評価等

「長崎県自殺総合対策連絡協議会」において、本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた計画の見直しに努めます。

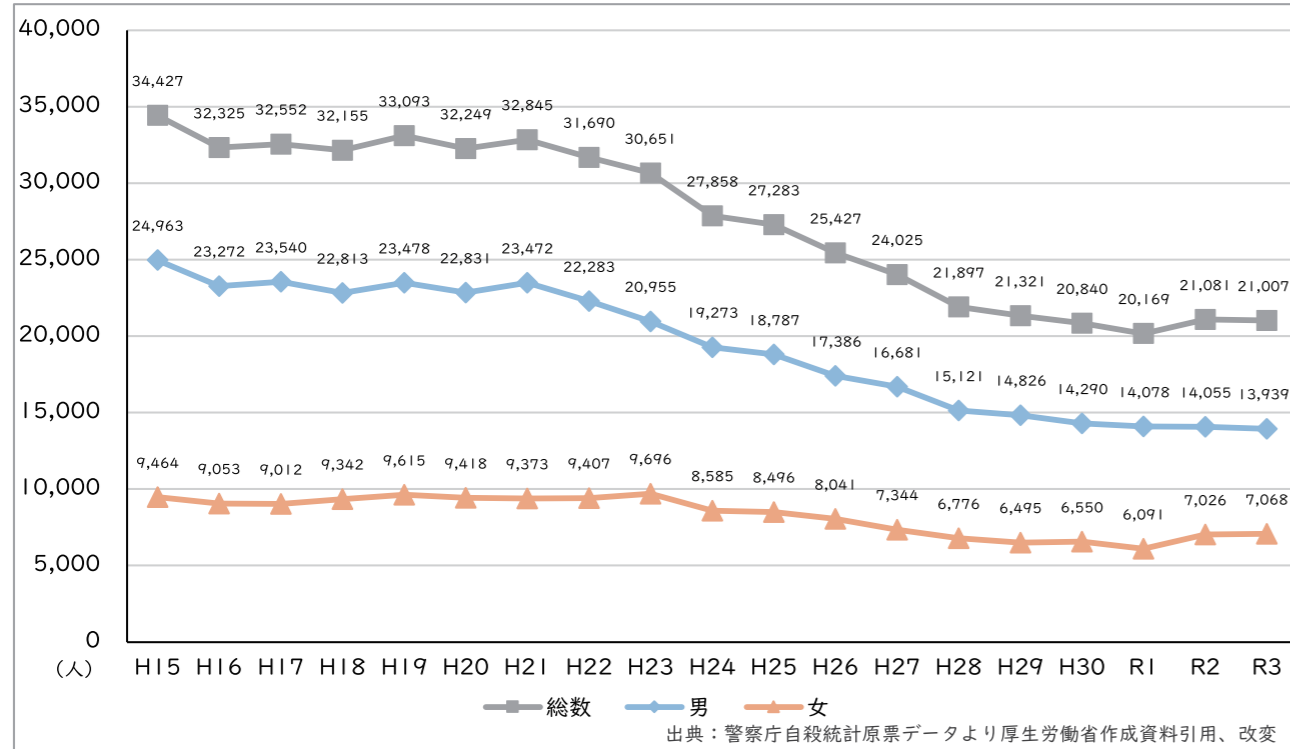
※「県保健所」の取組は、圏域ごとの事情を踏まえ、保健所ごとに評価を行います。

1 全国の自殺の現状

(1) 全国の自殺者数・自殺死亡率の推移

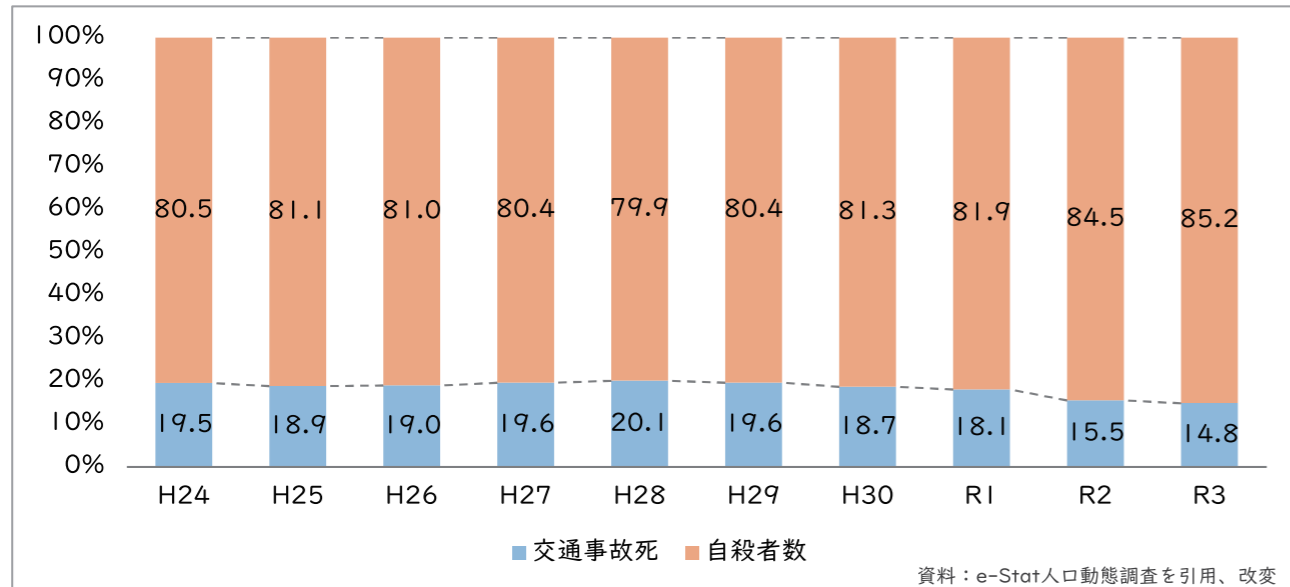
全国の男女別自殺者数(参考図1)は、平成15年以降概ね減少傾向にありましたが、前年と比較し令和2年に増加に転じました。また、男性の自殺者数は減少傾向にありますが、女性の自殺者数は令和2年から増加に転じています。

【参考 図1】 全国の自殺者数の推移



全国における自殺者数と交通事故死亡数(参考図2)を比較すると、平成24年は交通事故死者数の4.1倍でしたが、令和3年は5.7倍となっています。

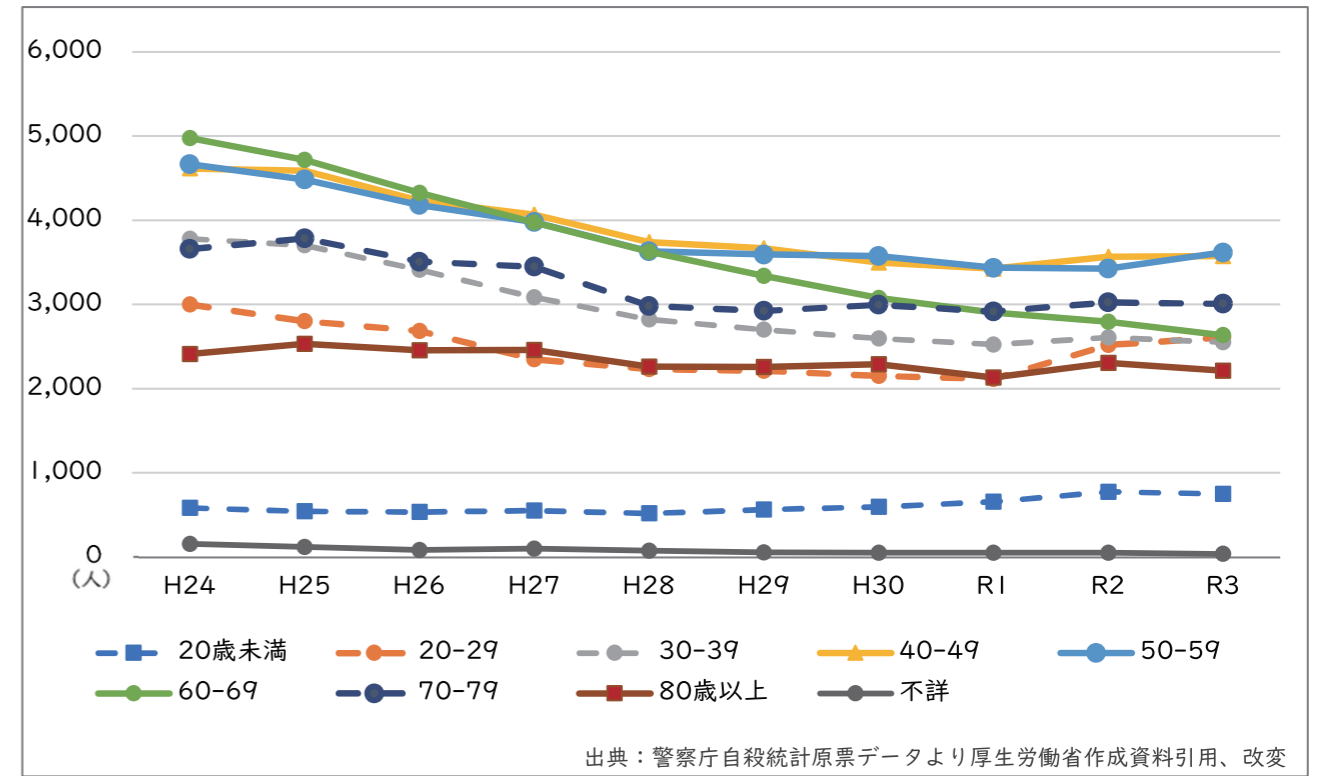
【参考 図2】 全国の自殺者数と交通事故死との比較



(2) 全国の年齢別自殺者状況

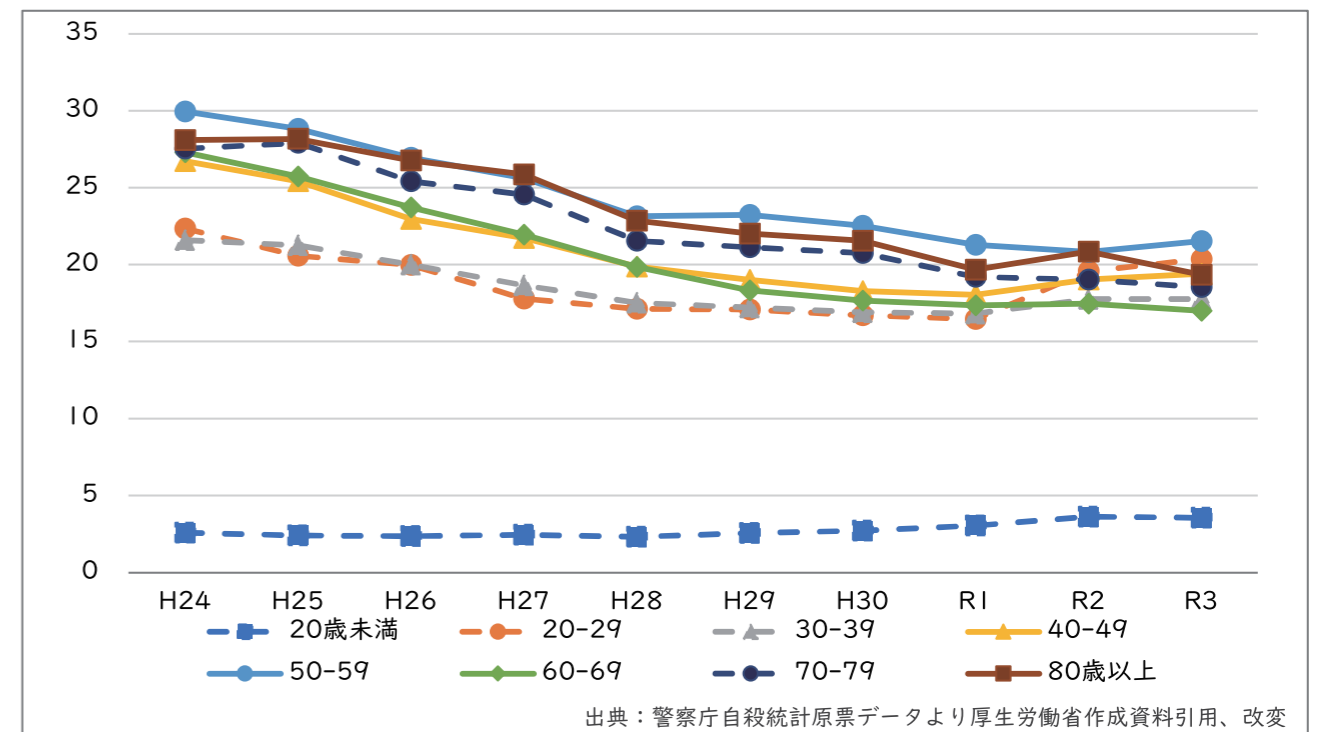
各年代とも減少傾向(参考図3)でしたが、近年は50代、40代、70代が横ばいで、20代と20歳未満はこの2年増加傾向にあります。

【参考 図3】 全国の年齢階級別自殺者数推移



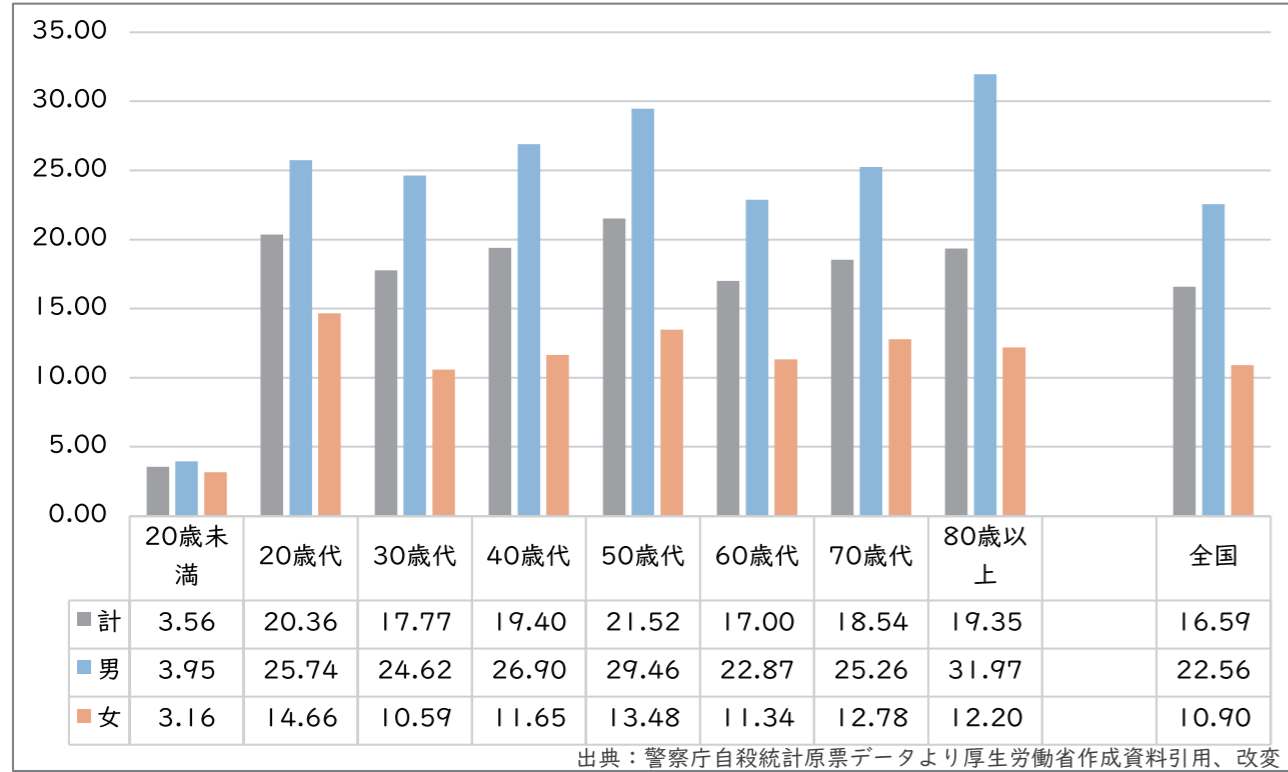
全国の年代別の自殺死亡率(参考図4)は令和3年の近年20代が大きく増加し、20歳未満、40代、50代が増加しています。令和3年で最も高いのは50代となっています。

【参考 図4】 全国の年齢階級別自殺死亡率推移



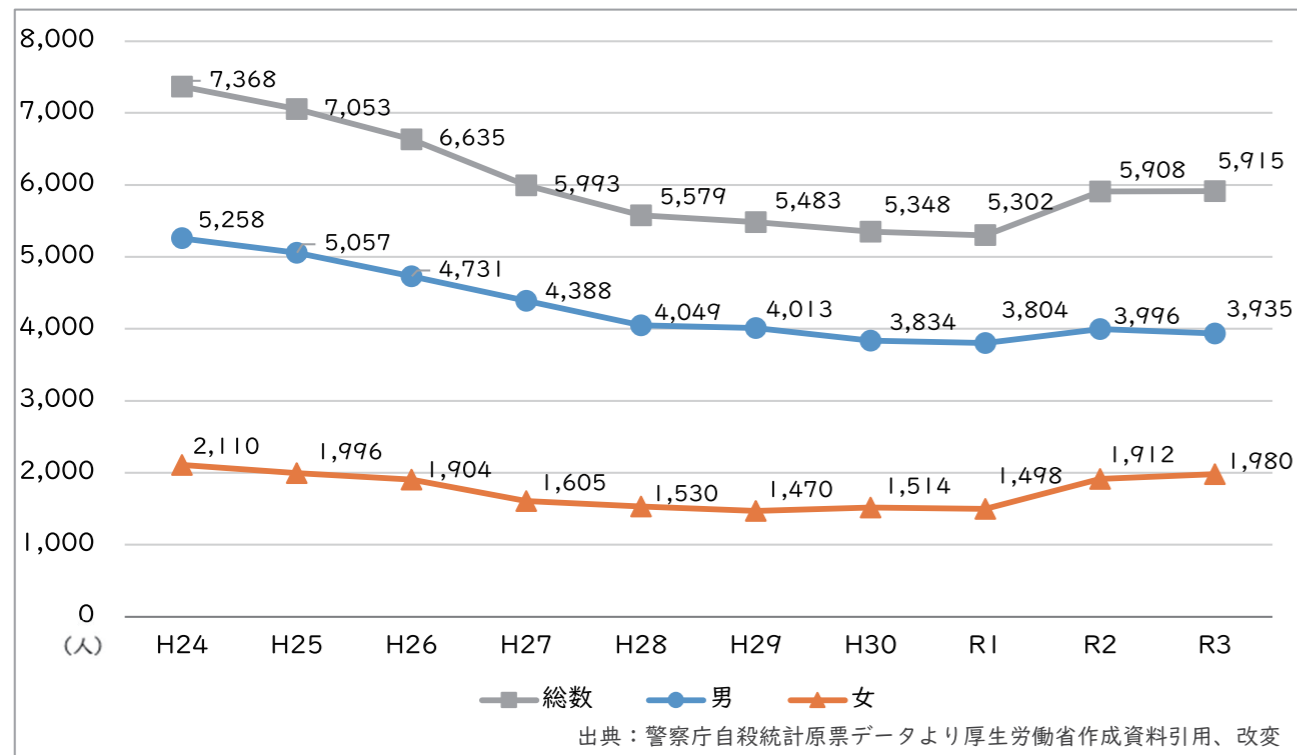
全国の令和3年における年代別自殺死亡率(参考図5)は、総数では50代、20代、40代の順となっています。男性では80歳以上が最も高く、次に50代の順となっており、女性は20代が最も高く、次いで50代でした。

【参考 図5】 全国の令和3年 年齢階級別自殺死亡率



全国の子ども・若者年代(39歳以下)の自殺者数(参考図6)は、平成24年から減少していましたが、令和2年、令和3年と増加しており、特に女性は令和2年に28%の増加となっています。

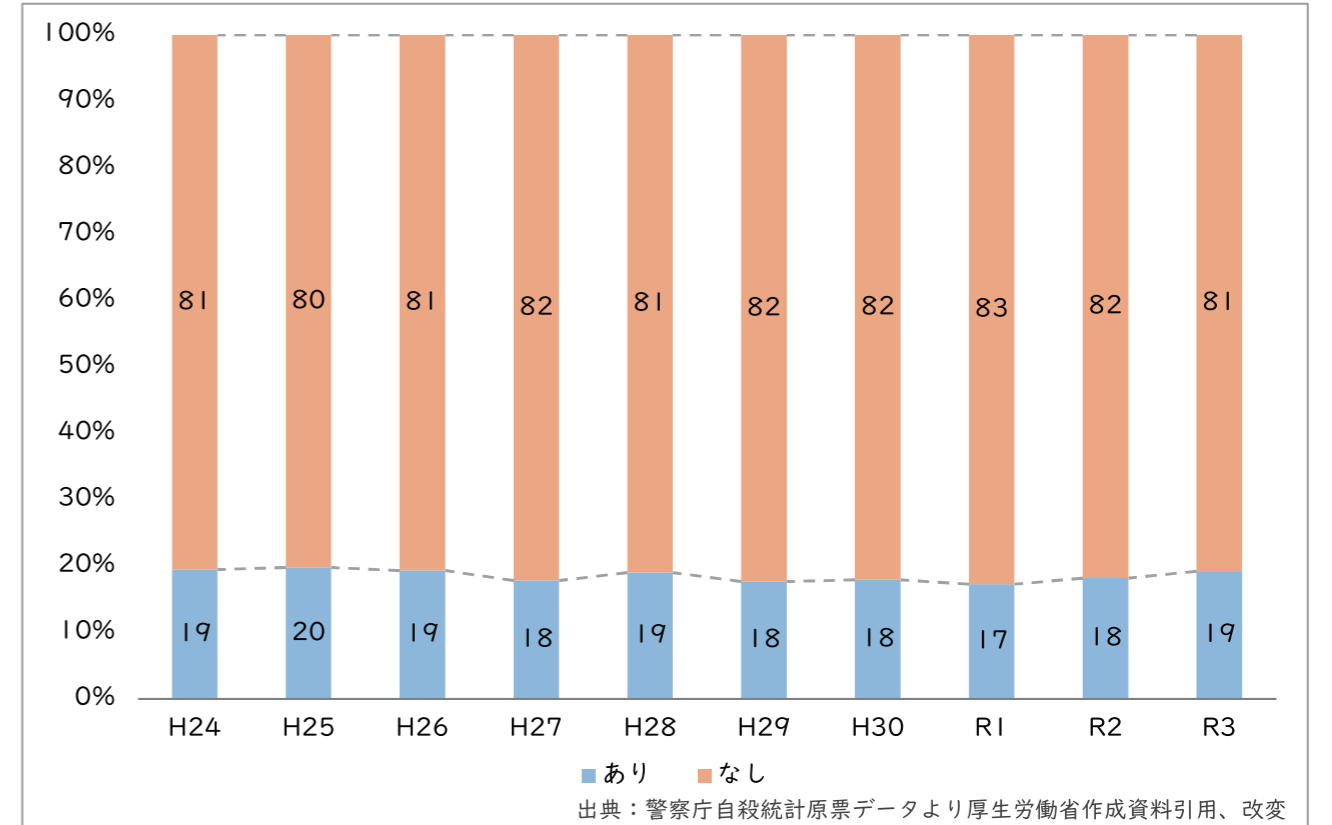
【参考 図6】 全国の39歳以下の自殺者数推移



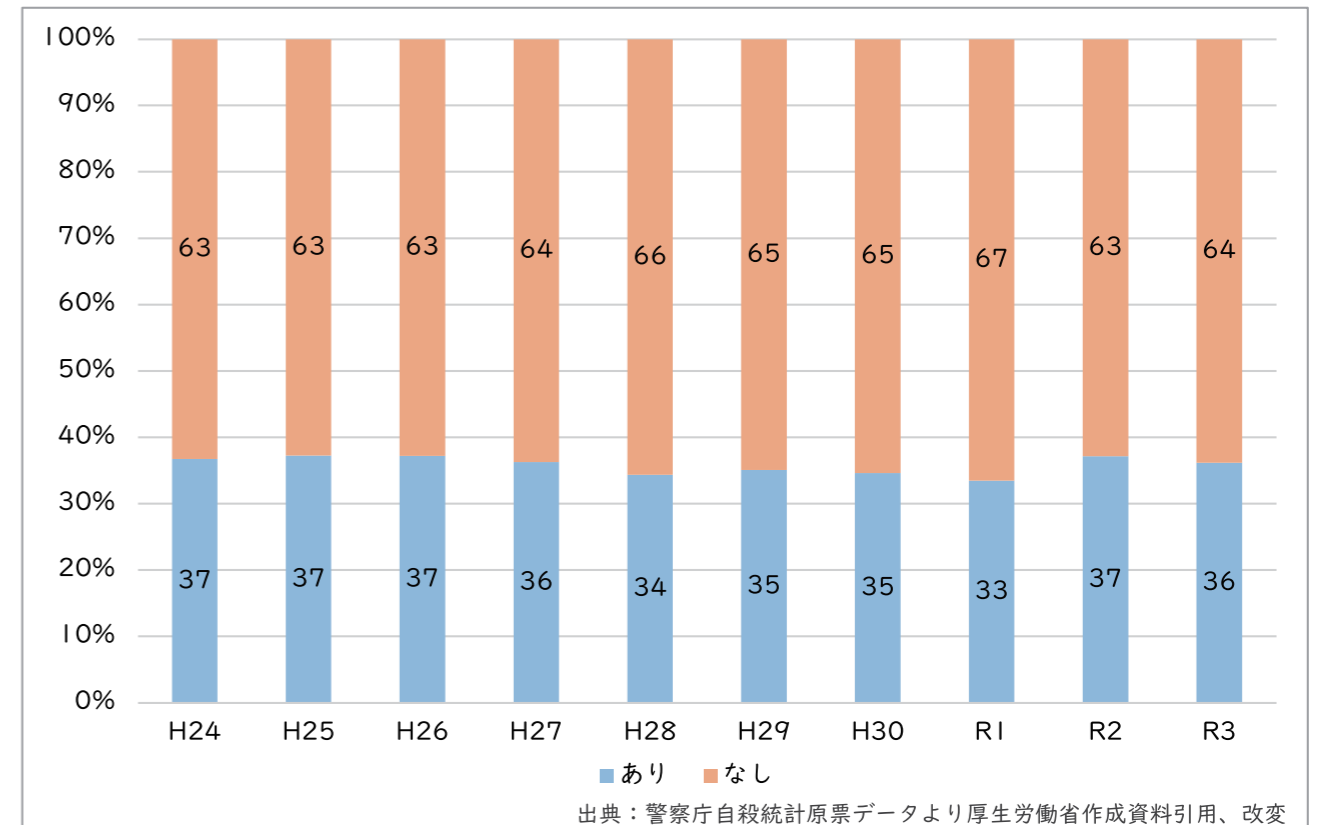
(3) 全国の自殺未遂歴に関する状況

全国の自殺者のうち自殺未遂歴については、男性(参考図7)は自殺未遂歴が「あり」で約20%です。一方、女性は平均36%と高くなっています。

【参考 図7】 全国自殺者の自殺未遂歴「あり」「なし」の推移(男性)



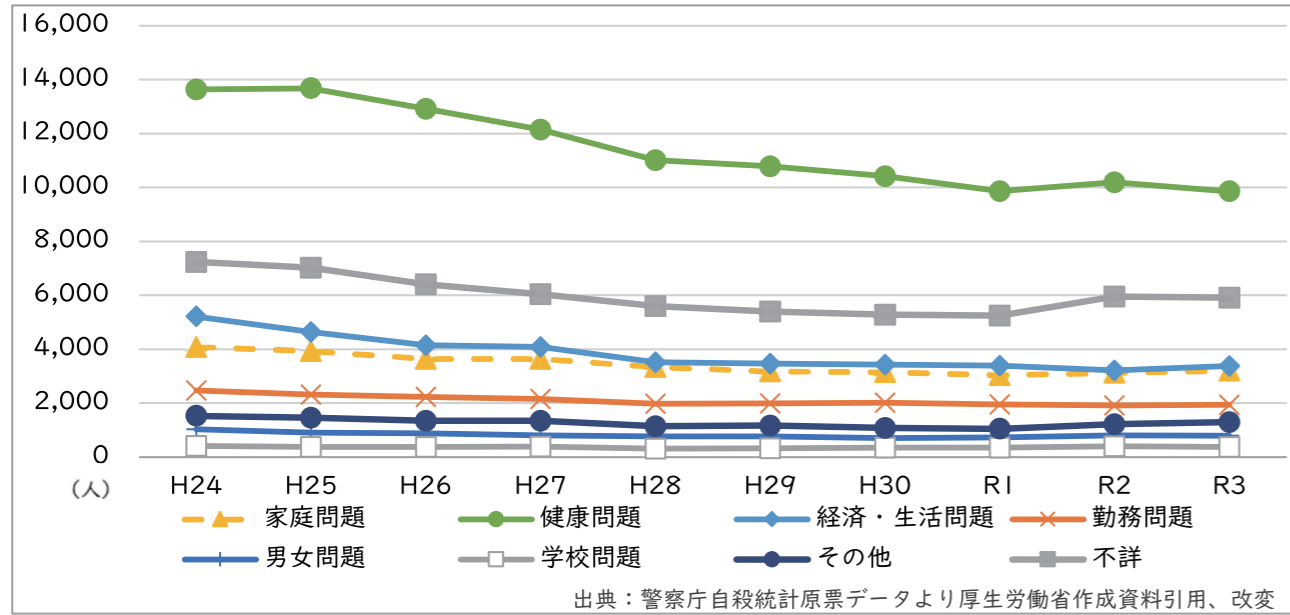
【参考 図8】 全国自殺者の自殺未遂歴「あり」「なし」の推移(女性)



(4) 全国の自殺者における原因・動機別の状況

全国の自殺者の原因・動機別推移(参考図9)は、「健康問題」が最も多く、「不詳」、「経済・生活問題」「家庭問題」と続きます。

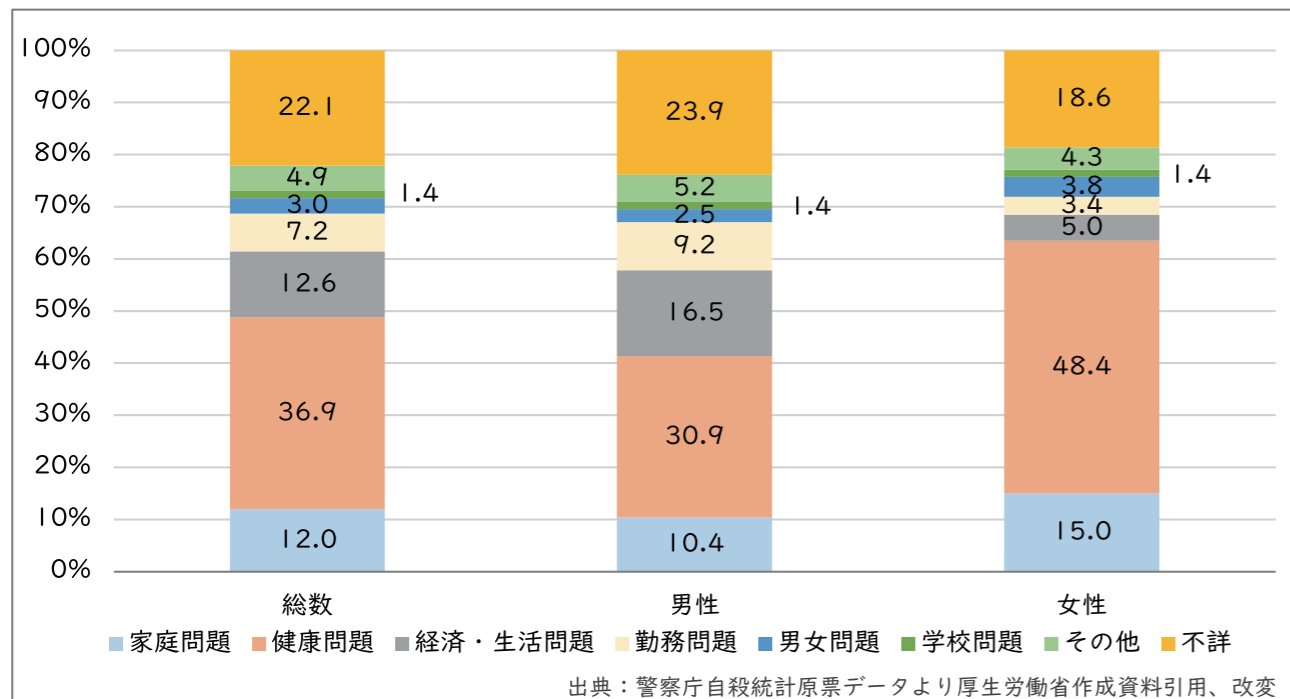
【参考 図9】 全国の自殺者における原因・動機別推移



※自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。
 ※その他: 犯罪発覚等、犯罪被害、後追い、孤独感、近隣関係、その他

全国の令和3年における原因・動機別状況(参考図10)は、全体で最も多いのが「健康問題」で「不詳」、「経済・生活問題」と続きます。男性は、「健康問題」、「経済・生活問題」の順で多く、女性は半数近くを「健康問題」が占めています。

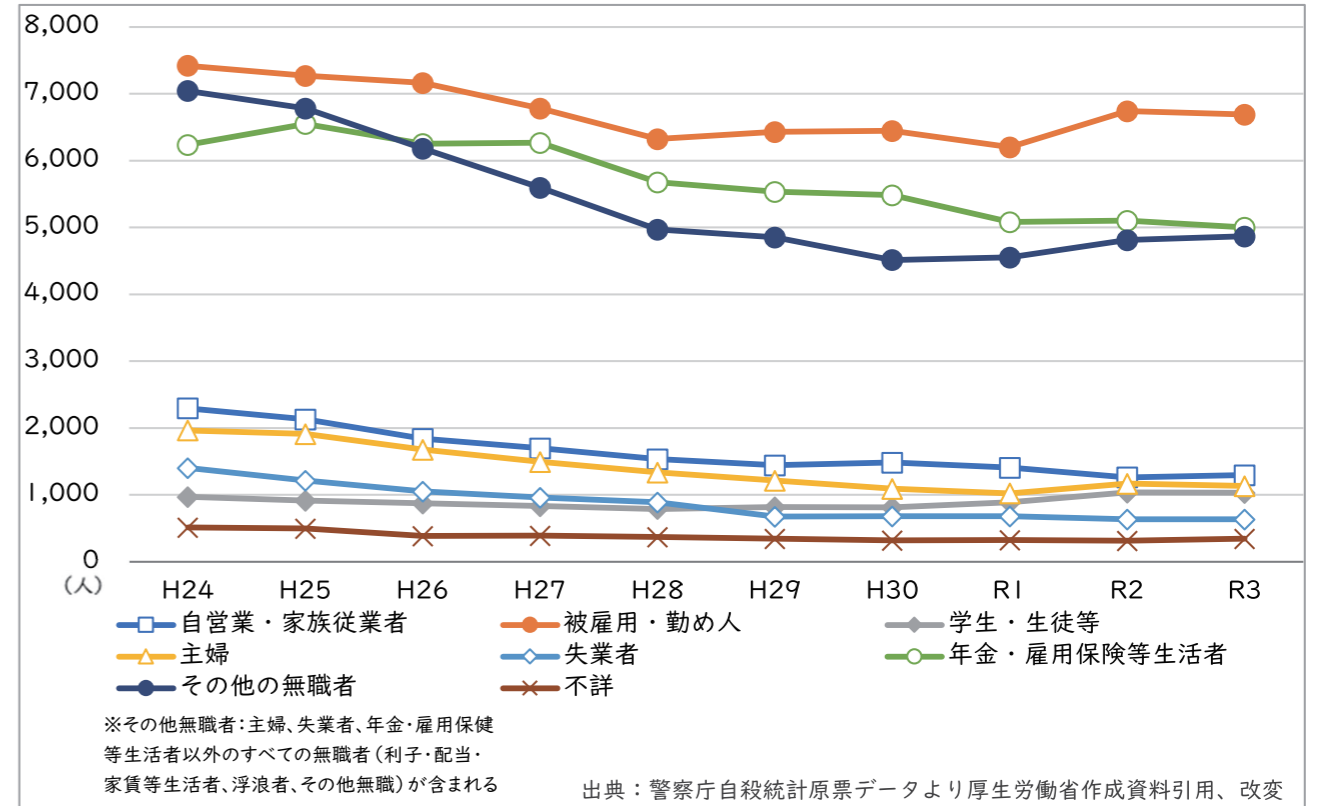
【参考 図10】 全国の自殺者における令和3年の原因・動機別内訳



(5) 全国の自殺者における職業別状況

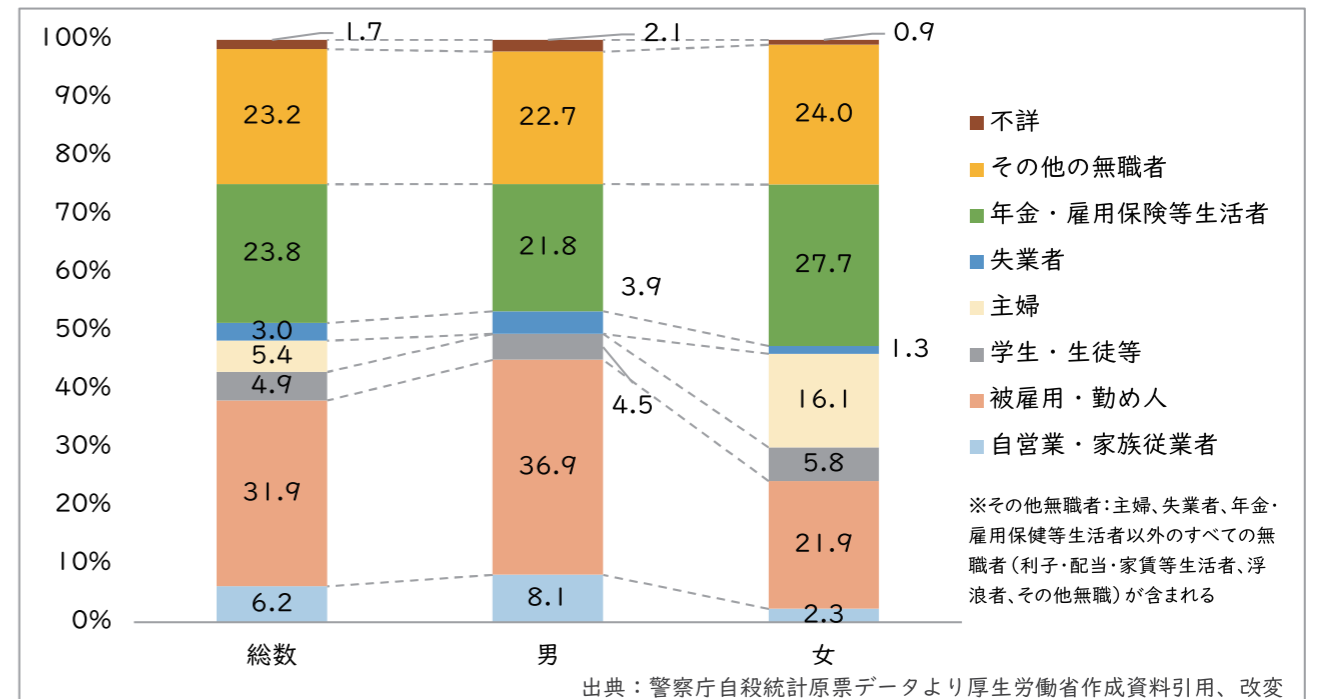
全国の自殺者における職業別状況(参考図11)は、「被雇用・勤め人」、「その他の無職者」、「主婦」、「学生・生徒等」の増加がみられます。

【参考 図11】 全国の自殺者における職業別推移



全国の自殺者における令和3年の職業別状況(参考図12)を男女別見ると、男性は、「被雇用・勤め人」が最も多く、女性は「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」が多くを占めています。

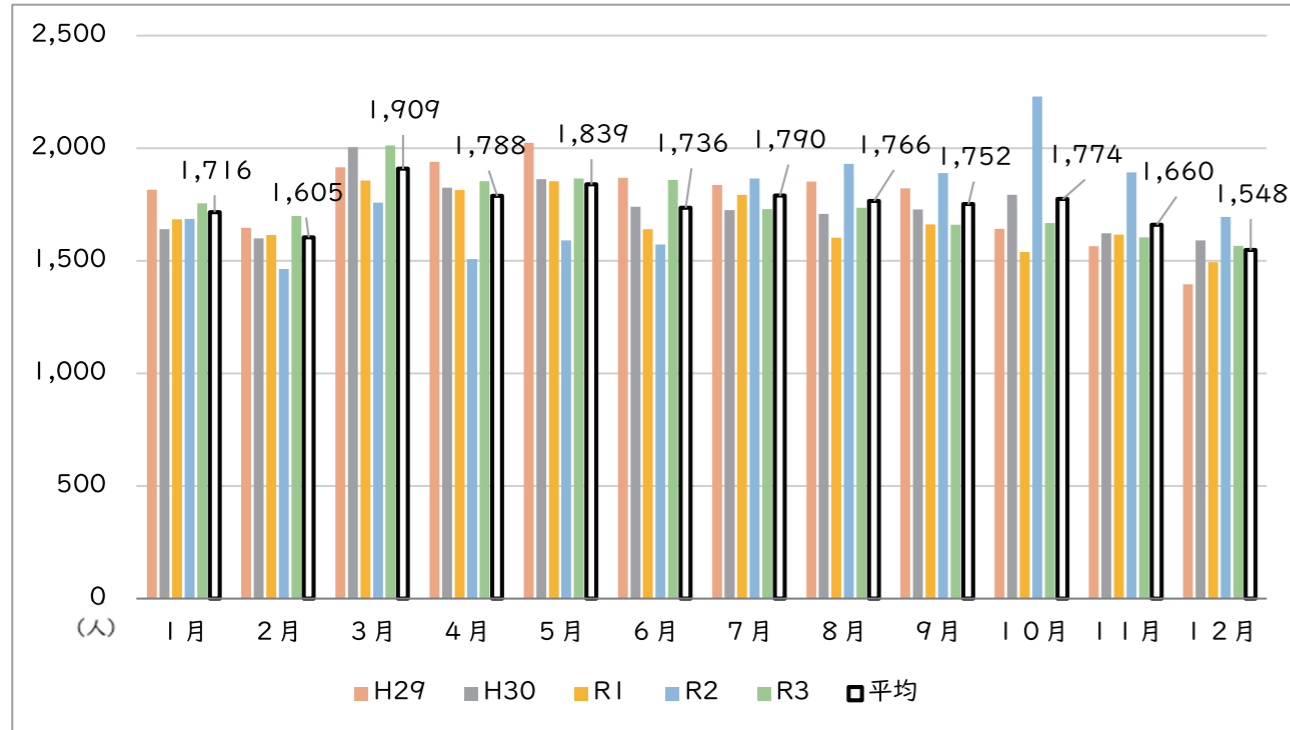
【参考 図12】 全国の自殺者における職業別割合(男女別)



(6) 全国の月別自殺者数

全国における過去5年間の月別自殺者数(参考図13)は、平均値で3月が最も多く、次が5月となっています。

【参考 図13】 全国の月別自殺者数推移(過去5年間)



2 取組項目毎の実施機関・団体

	会手へ一社なく長崎県	NPO法人DV防止ながさき協議会	各市町社会福祉協議会	会県社会福祉協議会	各商工会議所	各精神科病院	各労働基準監督署	県医師会	県看護協会	支庁(各支庁)県看護協会(各)	県司法書士会	県商工会連合会	会県精神科病院協	県所協精神科診	県精神保健福祉会	県弁護士会
1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する																
(1)																○
(2)																○
(3)																
(4)																
(5)																
(6)																
2 女性の自殺対策を更に推進する																
(1)																
(2)							○									○
(3)		○														
3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る																
(1)																
(2)								○							○	
(3)																
(4)									○					○		
(5)																
(6)																
(7)																
(8)																
(9)																
(10)																
(11)																
4 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する																
(1)																
5 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す																
(1)																
(2)									○							○
(3)							○		○				○	○	○	○
(4)																
6 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する																
(1)																
(2)																
(3)																
(4)																
(5)																
7 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する																
(1)								○	○				○	○		
(2)							○						○			
(3)													○			
(4)																
8 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする																
(1)								○					○	○		○
(2)													○			
(3)								○					○	○		

	会手へつなく長崎成県	NPO法人DV防止ながさき協議会	各市区社会福祉協議会	県社会福祉協議会	各商工会議所	各精神科病院	各労働基準監督署	県医師会	県看護協会	県看護協会(各支部)	県司法書士会	県商工会連合会	会精神科病院協	県精神神経科診療所協	県精神保健福祉協会	県弁護士会	
(4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービス提供体制の整備																	
(5) うつ等のスクリーニングの実施																	
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進										○							
(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援								○									
(8) その他						○							○				
9 社会全体の自殺リスクを低下させる																	
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	○	○	○		○		○			○	○	○					○
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実			○								○						○
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等			○														
(4) 経営者に対する相談事業の実施等												○					
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実																	
(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等																	
(7) ICTを活用した自殺対策の強化		○															
(8) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等																	
(9) 介護者への支援の充実																	
(10) ひきこもりの方及びその家族への支援の充実																	
(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実																	
(12) 生活困窮者への支援の充実			○														
(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等																	
(14) 性的マイノリティへの支援の充実																	
(15) 在留外国人への支援の充実																	
(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																	
(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知																	
10 自殺未遂者の再発の再発を防ぐ																	
(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備																	
(2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実																	
(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化													○				
(4) 家族等の身近な支援者に対する支援																	
(5) 学校、職場等での事後対応の促進																	
(6) その他																	
11 遭われた人への支援を充実する																	
(1) 遺族の自助グループ等の運営支援																	
(2) 学校、職場等での事後対応の促進																	
(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等																	
(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																	
(5) 遺児等への支援																	
(6) その他																	
12 民間団体との連携を強化する																	
(1) 民間団体の人材育成に対する支援																	
(2) 地域における連携体制の確立																	
(3) 民間団体の相談事業に対する支援																	
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援																	
(5) その他																	
13 勤務問題による自殺対策を更に推進する																	
(1) 長時間労働の是正																○	
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																○	
(3) ハラスメント防止対策																○	

2 取組項目毎の実施機関・団体

	委員民生委員児童	県業刑師会	県臨床心理士会	eネット遺族支援R	自死遺族支援R	信用保証協会	中央会	話長崎いのちの電	長崎産業保健総合センター	長崎産業保健総合センター	長崎商工会議所	長崎大学大学院	長崎大学病院精神科	長崎地方方法務局	長崎労働局	セラー協会	日本司法支援センター(法テラ)	日本貸金業協会	
1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する																			
(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防																			
(2) 学生・生徒等への支援の充実																			
(3) SOSの出し方に関する教育の推進																			
(4) 子どもへの支援の充実																			
(5) 若者への支援の充実																			
(6) ヤングケアラーへの支援の充実																			
2 女性の自殺対策を更に推進する																			
(1) 妊産婦への支援の充実																			
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援															○			○	
(3) 困難な課題を抱える女性への支援																			
3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る																			
(1) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成									○										
(2) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上									○										
(3) 教職員に対する普及啓発等																			
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上																○			
(5) 介護支援専門員等に対する研修																			
(6) 民生委員・児童委員等への研修		○																	
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上																			
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																			
(9) 様々な分野でのゲートキーパーの養成																		○	
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援																			
(11) その他										○									
4 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する																			
(1) 市町自殺対策計画策定及び取組支援の実施																			
5 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す																			
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施																			
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施																			
(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及																			
(4) うつ病等についての普及啓発の推進																			
6 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する																			
(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証																			○
(2) 調査研究及び検証による成果の活用																			
(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供																			
(4) 子ども・若者及び女性等の自殺の要因等についての情報収集																			
(5) コロナ禍における自殺の要因等についての情報収集																			
7 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する																			
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																			
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備																			
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備																			
(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進																			
8 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする																			
(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上																			
(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実																			
(3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上																			

	県民生委員児童委員協議会	県薬剤師会	県臨床心理士会	eネット自死遺族支援R	信用保証協会	中小企業団体中央会	長崎いのちの電話	長崎産業保健総合支援センター	長崎商工会議所	長崎大学大学院	長崎大学病理科	長崎地方方法務局	長崎労働局	セラー協会	日本産業カウンセラー協会	日本司法支援センター(法テラス)	日本貸金業協会	
(4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービス提供体制の整備																		
(5) うつ等のスクリーニングの実施										○								
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進																		
(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援		○								○			○					
(8) その他																		
9 社会全体の自殺リスクを低下させる																		
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信		○		○	○		○	○				○	○	○	○	○	○	
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実																	○	
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等																		
(4) 経営者に対する相談事業の実施等					○	○			○									
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実															○			
(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等		○																
(7) ICTを活用した自殺対策の強化																		
(8) インターネット上の自殺予告事業及び誹謗中傷への対応等															○			
(9) 介護者への支援の充実																		
(10) ひきこもりの方及びその家族への支援の充実																		
(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実																		
(12) 生活困窮者への支援の充実																		
(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等																		
(14) 性的マイノリティへの支援の充実																		
(15) 在留外国人への支援の充実																		
(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																		
(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知																		
10 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ																		
(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備																○		
(2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実																○		
(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化																		
(4) 家族等の身近な支援者に対する支援																	○	
(5) 学校、職場等での事後対応の促進																		
(6) その他							○											
11 遺された人への支援を充実する																		
(1) 遺族の自助グループ等の運営支援				○														
(2) 学校、職場等での事後対応の促進																		
(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等										○								
(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																		
(5) 遺児等への支援																		
(6) その他							○			○								
12 民間団体との連携を強化する																		
(1) 民間団体の人材育成に対する支援																		
(2) 地域における連携体制の確立										○								
(3) 民間団体の相談事業に対する支援								○										
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援												○						
(5) その他																		
13 勤務問題による自殺対策を更に推進する																		
(1) 長時間労働の是正													○					
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進													○					
(3) ハラスメント防止対策													○					

2 取組項目毎の実施機関・団体

	法務局	連合長崎	会老人クラブ連合	県障害福祉課	県福祉保健課	県国保・健康増進課	県長寿社会課	県子ども家庭課	県子ども家庭課(子ども・若者相談センター)	県生活安全・消費生活課	県雇用労働政策課	県商務金融課	県国際課
1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する													
(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防													
(2) 学生・生徒等への支援の充実													
(3) SOSの出し方に関する教育の推進	○												
(4) 子どもへの支援の充実													
(5) 若者への支援の充実				○				○					
(6) ヤングケアラーへの支援の充実							○		○				
2 女性の自殺対策を更に推進する													
(1) 妊産婦への支援の充実								○					
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援		○									○		
(3) 困難な問題を抱える女性への支援													
3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る													
(1) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成													
(2) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上													
(3) 教職員に対する普及啓発等													
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上						○							
(5) 介護支援専門員等に対する研修													
(6) 民生委員・児童委員等への研修													
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上							○						
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上													
(9) 様々な分野でのゲートキーパーの養成													
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援													
(11) その他													
4 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する													
(1) 市町自殺対策計画策定及び取組支援の実施												○	
5 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す													
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施												○	
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施													
(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及												○	
(4) うつ病等についての普及啓発の推進												○	
6 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する													
(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証												○	
(2) 調査研究及び検証による成果の活用												○	
(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供												○	
(4) 子ども・若者及び女性等の自殺の要因等についての情報収集												○	
(5) コロナ禍における自殺の要因等についての情報収集												○	
7 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する													
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進												○	
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備													
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備												○	
(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進												○	
8 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする													
(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上													
(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実													
(3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上													

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、長崎県福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月 2日から施行する。

この要綱は、平成19年 7月25日から施行する。

この要綱は、令和 5年 2月27日から施行する。

〈委員名簿〉

氏名（敬称略）	関係機関・団体	職名	分野
足立 耕平	長崎県臨床心理士会	理事	学識経験者
市川 ひとみ	公益社団法人長崎県看護協会		医療・福祉・保健関係者
銀杏田 裕	長崎産業保健総合支援センター	副所長	商工・労働関係者
岩崎 直紀	長崎県中小企業団体中央会	専務理事	商工・労働関係者
大川 周一	長崎県教育庁	児童生徒支援課長	教育関係者
大塚 俊弘	長崎県精神医療センター	院長	医療・福祉・保健関係者
小川 政吉	長崎県民生委員児童委員協議会	副会長	地域団体関係者
小澤 寛樹	長崎大学生命医科学域	教授	学識経験者
瀬戸 牧子	長崎県医師会	常任理事	医療・福祉・保健関係者
田川 雅浩	長崎県精神科病院協会	会長	医療・福祉・保健関係者
種村 和久	日本労働組合総連合会長崎県連合会	副事務局長	商工・労働関係者
依 勝利	長崎労働局	健康安全課長	商工・労働関係者
鶴田 保子	長崎県社会福祉協議会	事務局長	地域団体関係者
濱口 純吾	長崎県弁護士会	会長	学識経験者
前田 修央人	長崎県司法書士会	会員	学識経験者
松永 安市	長崎県商工会議所連合会	専務理事	商工・労働関係者
三矢 泰彦	長崎いのちの電話	理事	民間活動団体
宮下 直樹	長崎県警察本部	生活安全企画課長	警察関係者
森 貴俊	長崎県精神神経科診療所協会	会員	医療・福祉・保健関係者
山口 和浩	自死遺族支援ネットワーク Re	理事長	民間活動団体
吉田 しのぶ	市町村保健師会	主任	医療・福祉・保健関係者
吉本 勝彦	長崎県保健所長会	対馬保健所長	医療・福祉・保健関係者

※令和5年3月30日現在、50音順、敬称略

第4期長崎県
自殺総合対策5カ年計画



福祉保健部 障害福祉課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
電話095-824-1111(代表)

長崎県WEB
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/jisatsuyobotaisaku/>

